

## 取引停止等の措置状況（HP）

本学における建設工事を除く物品の購入、製造及び役務その他の契約に関し、業者に対し下記のとおり取引停止等の措置を講じております。

2021年4月26日現在

措置の相手方	措置の区分	措置を講じることとなった理由	措置の内容	措置の期間
東京都練馬区向山 4丁目1番地7号 株式会社 齋藤医療器械	公費等の 不正使用	本学教職員が、交付された科研費の補助事業対象期間外に使用する不正使用（架空取引）を行い、当該不正使用に関与したため。 このことは「国立大学法人東京医科歯科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」第4条別表取引停止措置基準第8号及び第7条第4項に該当し、本学の契約の相手方として不適當であるため。	1. 取引停止 2. 取引停止の内容 ①一般競争契約における競争参加の停止 ②指名競争契約における指名停止 ③随意契約における業者選定の停止 ④本学の契約に係る製造、役務等の全部又は一部の下請の禁止（取引停止期間の開始前に下請けしている場合を除く。）	自 2021年 4月26日 至 2021年 6月25日